

## 日本古代の地方社会と宗教

本論は七世紀後半から八世紀半ば頃までの地方寺院の実態を復原することを試みたものである。さらに神祇祭祀と寺院、為政者の思想と寺院、社会と宗教、政治と宗教との関わりについても検討し、古代の地方での宗教の実情に迫った。文献史料とともに、金石文、考古学調査結果など、諸史料を駆使し、地方寺院の成立期から、奈良時代の官立の地方寺院である国分寺の創建に至るまで、地方寺院の諸相について考察した。

第一部「地方統制と宗教」では、地方寺院の実態を明らかにするために、国家側の視点、在地側の視点の双方から地方寺院の建立の背景について考察し、七世紀半ばから急増する地方寺院の背景には、寺院建立主体者である地方豪族が仏教と接触する機会があったこと、七世紀後半の中央政権による仏教普及政策があったことを指摘した。また、寺院の分布状況から、寺院建立に交通網、中央政権との関係が影響することを説いた。次に、九世紀初頭に書かれた仏教説話集『日本霊異記』にみえる「寺」を分析した。それらの寺を、『日本霊異記』にみえる「寺」に比定されている寺院遺跡、発掘調査により寺院名が判明した寺院遺跡と比較検討し、「寺」には仏殿、塔、僧の存在が必要であり、中でも「塔」が重視されていたことを指摘した。最後に、七・八世紀の地方寺院の諸機能と神祇祭祀との関係を考察した。「外」の世界と区別された寺の「内」の機能を検討し、寺の内側はあくまでも仏教思想に基づく空間であったことを確認した。寺の「外」には古来の祭祀に仏教・道教・一般信仰が加わった混沌とした精神世界があったが、新しく魅力的な精神世界である仏教を体現できる空間として、当時の人々は寺の「内」を尊重していた。

ところで、仏教は、はじめに権力者に伝えられ、権力者により保護され、政策の手段ともなったように、政治と切り離しては考えられない。その仏教が地方へ急速に広がった七世紀後半は、律令国家が地方統治すなわち全国統治を進めていた時である。そこで、地方政治と宗教の関連をみる事例として、地方の有力神社とその奉斎氏族を中心に置いた神郡についても考察し、付論とした。

第二部では「聖武天皇と仏教」について検討した。仏教が全国規模で広がった七世紀後半の天武天皇の御代は、仏教の力で国土擁護を図った国家仏教の時代とされるが、奈良時代においては聖武天皇の御代にその第二波があった。そこで、聖武天皇の仏教思想に影響をもたらした『雑集』と、『雑集』書写後の天皇の仏教施策、特に官立地方寺院である国分寺政策を取り上げた。

まず、聖武天皇が中国のさまざまな仏教関係の詩文を書写した『雑集』の界線外に見える五箇所の付点を解明した。付点は『雑集』書式規定に関係し、そこに聖武天皇の『雑集』に対する姿勢が窺われた。次に、『雑集』の詩文のうち、唯一題名も作者も不明である三言四句を解明し、それを『雑集』の最後に書いた意義を探った。三言四句は天台宗第二祖慧思による坐禅銘で、法華経の安楽行品が詠み込まれているものであった。そして、この一文を『雑集』の最後に書いたのは、求法者・為政者としての聖武天皇が、安楽行により自らを戒め、安楽行に自らの救いを求めたからであり、長大な『雑集』書写作业自

体が安楽行を修するための「行」であった。その上で、国分寺創建にあたって意図したことを、その正式名称—金光明四天王護国之寺・法華滅罪之寺と、名称の典拠である『金光明最勝王経』『法華経』から検討し、『金光明最勝王経』に除災・護国を、『法華経』に法華三昧による迷いの世界からの解脱を求めたものであるとした。

法華三昧の「無相行」は、まさに聖武天皇が共感し、『雑集』の最後に書き入っていたものであった。慧思は社会の混乱と、自身の困難な状況の中で、この行法を説いた。国分寺建立の背景にも、疫病、凶作、内乱など聖武天皇を悩ませる状況があり、混乱した世において『法華経』に基づく法華三昧を官寺たる国分寺に課すことは当然のことであった。また、『最勝王経』と『法華経』は国分寺建立以前の天平六年に、得度人の必須経典とされた。『最勝王経』は懺悔経ともいわれるが、懺悔は戒津と関係が深い。一方、『法華経』に基づく法華三昧は座禅により修する行で、禅と戒とは不可分の関係にあった。戒は得度者が守るべきものであり、さらに正式な僧尼（比丘・比丘尼）になるためには具足戒を受けなければならなかった。戒と関係の深い二つの経典を根本経典とした国分寺は、仏教を伝えていくための根幹をなす僧尼の教化と、それらの僧尼を国内諸寺の全ての僧尼の規範とするための機関であり、僧寺尼寺を一对としたのは、僧尼養成機関としての役割を果たすためであった。